

# 利用に当たって

## 調査の概要

### 1 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としている。

### 2 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施している。

### 3 調査日

令和 3 年 6 月 1 日

### 4 調査の対象

令和 3 年経済センサス - 活動調査は、甲調査と乙調査の 2 種類から成り、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としている。

甲調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所について行っている。

- (1) 大分類 A - 「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- (2) 大分類 B - 「漁業」に属する個人経営の事業所
- (3) 大分類 N - 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類 792 - 「家事サービス業」に属する事業所
- (4) 大分類 R - 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類 96 - 「外国公務」に属する事業所

### 5 調査事項等

調査事項及び調査方法等については、総務省統計局ホームページを参照のこと。

<総務省統計局ホームページ>

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/gaiyo.html>

## 集計の概要

この「調査結果の概要（以下「概要」という。）」は、令和5年6月27日に総務省及び経済産業省から公表された令和3年経済センサス-活動調査の産業横断的集計の確報集計結果を基に宮城県分についてまとめたものである。

令和3年経済センサス-活動調査は国・地方公共団体の事業所を調査対象に含んでいるが、本概要に掲載する数値は、特に説明がない場合、国・地方公共団体の事業所を除く民営事業所の数値を掲載している。

### 1 集計方法等

(1) 表示年次における数値の取扱いは、次表のとおりである。

表示年次	令和3年	平成28年
調査名	経済センサス-活動調査	経済センサス-活動調査
事業所数	令和3年6月1日現在	平成28年6月1日現在
従業者数		
売上（収入）金額	令和2年1年間	平成27年1年間
付加価値額		

(2) 甲調査の売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。

(3) 甲調査の売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握は行っていない。

「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」

(4) 事業所単位の付加価値額は、企業単位で把握した付加価値額を事業従事者数により傘下事業所にあん分することにより、全産業について集計した。

(5) 甲調査の売上（収入）金額及び「付加価値額」は、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

なお、従来の活動調査等結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なることから、時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

<ガイドライン>

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777097.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf)

(6) 調査票の未回答項目や回答内容の矛盾などについては、内容を精査し、平成28年経済センサス-活動調査、令和元年経済センサス-基礎調査、経済構造実態調査、報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

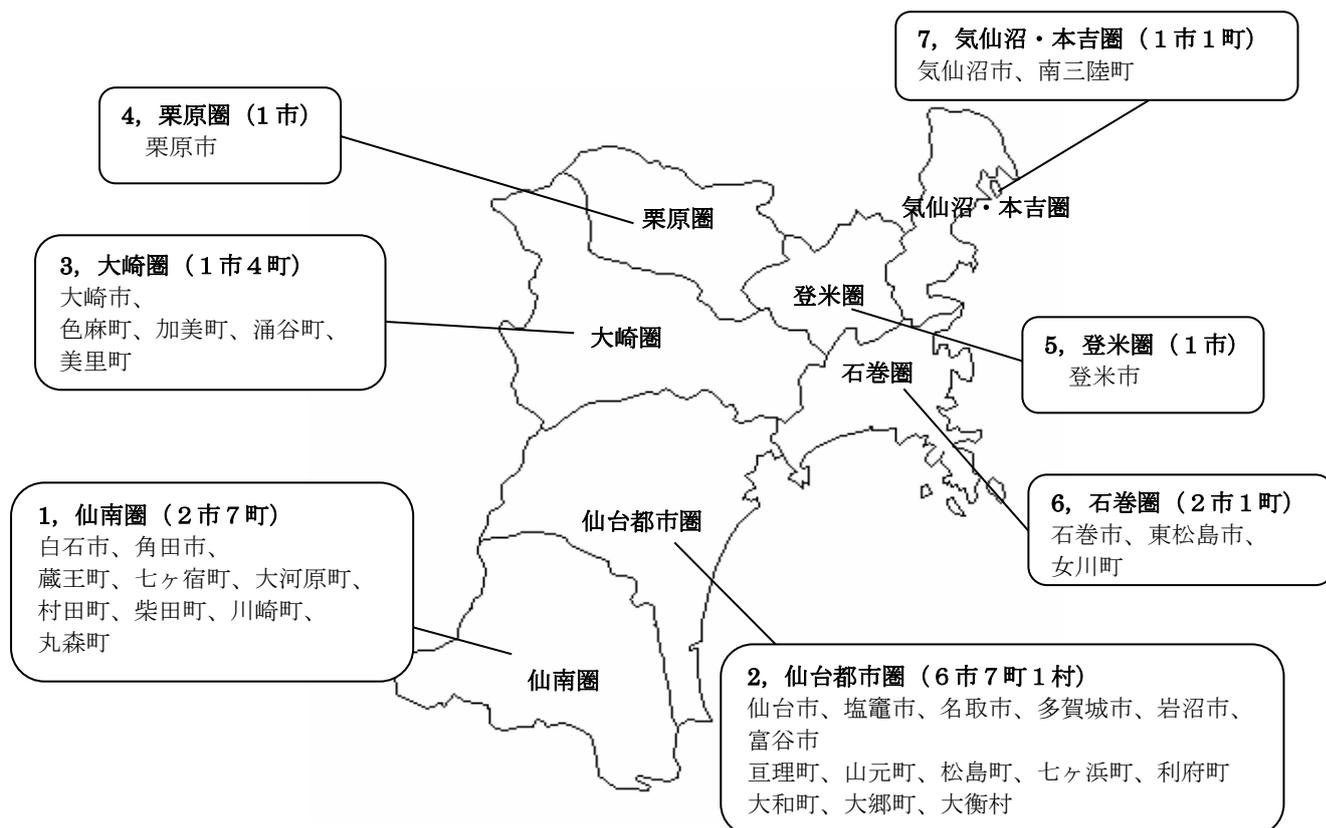
<欠測値等の取扱いについて>

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/hotei.pdf>

## 2 地域区分

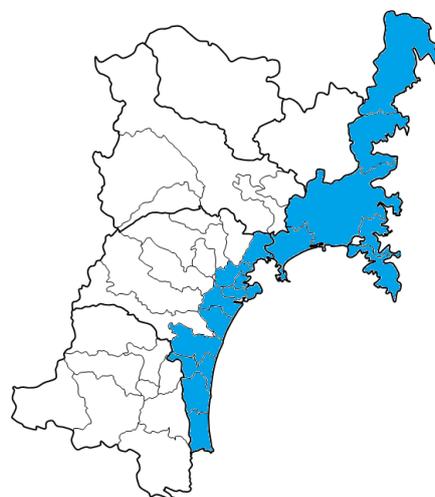
本文及び表中の地域区分は県内の地域区分は以下のとおりである。

### (1) 広域圏



### (2) 沿岸部・内陸部

区分	市区町村名
沿岸部	仙台市（宮城野区、若林区）、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町（2区14市町）
内陸部	上記市区町以外（3区20市町村）



### 3 留意事項

(1) 本概要は、総務省及び経済産業省が公表した確報集計結果に基づくものであり、速報結果とは必ずしも一致しない。

(2) 甲調査の調査対象の事業所（企業等）は、平成 28 年経済センサス - 活動調査では活用されていなかった「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。このため、従来の活動調査よりも幅広に事業所を捉えており、単純に比較ができないことから、平成 28 年経済センサス - 活動調査結果については「参考」と表章している。

集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

(3) 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「-」 該当数字がないもの及び分母が 0 のため計算できないもの。

「0.0」 四捨五入により単位未満のもの。

「△」 数値がマイナスのもの。

「…」 調査していないため該当数字がないもの。

「X」 集計対象となる事業所（企業等）が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象数が 3 以上の事業所（企業等）に関する数値であっても、合計との差引きで、集計対象が 1 又は 2 の事業所（企業等）の数値が判明する箇所は、併せて「X」とした。

なお、本概要では、国において秘匿処理した後の集計結果を用いている。

(4) 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

なお、比率は、小数点以下第 2 位で四捨五入した。

(5) 本概要において「事業所数（宮城県）」は、次の 4 種類があり、留意が必要である。

「104,258」 事業内容等不詳の事業所を含む数であり、県計のみ表章している。

「95,305」 「売上（収入）金額」及び「付加価値額」以外の事項における産業別事業所数。

「90,846」 「売上（収入）金額」の数値が得られた事業所数。

「90,266」 「付加価値額」の数値が得られた事業所数。

## 用語の解説

### 1 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ・ 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ・ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

#### (1) 民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

#### (2) 事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入内容等不備などで事業内容等が不明の事業所をいう。

### 2 従業者

調査日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

#### (1) 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。

なお、個人業主は企業内に必ず一人である。

#### (2) 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

#### (3) 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

#### (4) 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

#### (5) 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人をいう（定年まで雇用される場合を含む。）。

#### (6) 有期雇用者（1か月以上）

常用雇用者のうち、1か月以上の雇用期間を定めて雇用されている人をいう。

#### (7) 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

(8) 他への出向・派遣従業者

民営事業所において、従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

**3 他からの出向・派遣従業者**

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

**4 事業従事者数**

当該事業所で実際に働いている人をいい、従業者から「他への出向・派遣従業者数」を除き、「他からの出向・派遣従業者数」を加えることにより算出している。

**5 事業所の産業分類**

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として 2020 年 1 年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づき分類している。

**6 経営組織**

(1) 民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

イ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

(イ) 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

(ロ) 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

ロ 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

ハ 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

(2) 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）の事業所をいう。

## 7 売上（収入）金額

原則として 2020 年 1 年間の商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。

なお、「金融業、保険業」の企業等、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

## 8 付加価値額

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。本調査においては、企業等の付加価値額を、以下の計算式を用いて算出している。

なお、本調査の付加価値には、国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項目のうち、主に次の項目は含まれていない。

固定資本減耗、雇主の社会保険料負担分、持ち家の帰属家賃、研究開発費、農林漁家、公営企業及び政府サービス生産者の付加価値

(1) 企業全体の純付加価値額

イ 基本的な計算式（以下の（2）（3）以外の場合）

純付加価値額 = 売上（収入）金額 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課

ロ 「金融業、保険業」の会社及び会社以外の法人

純付加価値額 = 経常収益 - 経常費用 + 給与総額 + 租税公課

ハ 「政治団体」及び「宗教」

純付加価値額 = 給与総額 + 租税公課

(2) 企業全体の粗付加価値額

粗付加価値額 = 純付加価値額 + 減価償却費

### 《 問合せ先 》

宮城県企画部統計課 産業経済班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 電話 022-211-2457

統計課ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/>

※全国の集計・データについては、総務省統計局又は経済産業省のホームページをご覧ください。

（総務省統計局）<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/index.html>

（経済産業省）<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/index.html>